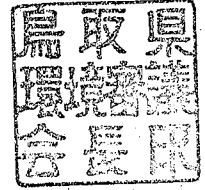


鳥環審第13号  
令和6年2月8日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長



環境影響評価制度のあり方について（答申）

令和6年1月10日付けで諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申します。

記

- 1 環境影響評価手続きの対象となる火力発電所の設置及び変更の事業の一般地域の要件に、一時間当たり排出ガス量 40,000 m<sup>3</sup>以上とする規模要件を加えることとする。
- 2 特別地域においては、一般地域における規模の75%とする。
- 3 鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正条文については、事務局において精査することとする。
- 4 事業実施に係る関係法令の許認可等の行政手続きが完了している事業については条例適用外とするなど、事務局において必要な措置を講ずること。